

ファクシミリ通信網サービス契約約款 【現改比較表】 2021年6月24日現在

～2021年6月30日

2021年7月1日～

(令和2年7月1日現在)

目次 (略)
 第1章～第12章 (略)
 別記 (略)
 料金表 (略)
 通則
 1～4 (略)

(令和3年7月1日現在)

目次 (略)
 第1章～第12章 (略)
 別記 (略)
 料金表 (略)
 通則
 1～4 (略)
4の2 3の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表(料金)第1(基本料金)2(料金額)の2-3(ユニバーサルサービス料)及び2-4(電話リレーサービス料)に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)
(3) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-3に規定するユニバーサルサービス料については、第4種契約者、臨時第4種契約者若しくは第5種契約者 \times (同一料金月内で契約者識別符号ごとに第2(通信に関する料金)及び第3(手続きに関する料金)に規定する料金並びに第2表(工事に関する費用(工事費))に規定する工事費が発生しない場合を除きます。)は契約者(付加機能(特定番号着信機能又は発信者課金型特定番号着信機能に限りません。))を利用している者に限りません。)に適用します。

2 料金額

2-1 回線使用料(基本料)(略)

2-2 付加機能使用料(基本料)(略)

2-3 ユニバーサルサービス料

2-3-1 第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1契約ごとに

区 分	料 金 額	
	第4種契約のもの (月額)	臨時第4種契約のもの (日額)
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額	左欄の額に1/30を乗じて得た額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト(http://www.tca.or.jp/universalservice/)で公表します。		

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)
(3) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-3に規定するユニバーサルサービス料については、第4種契約者、臨時第4種契約者若しくは第5種契約者(同一料金月内で契約者識別符号ごとに第2(通信に関する料金)及び第3(手続きに関する料金)に規定する料金並びに第2表(工事に関する費用(工事費))に規定する工事費が発生しない場合を除きます。)は契約者(付加機能(特定番号着信機能又は発信者課金型特定番号着信機能に限りません。))を利用している者に限りません。)に適用します。
(4) 電話リレーサービス料の適用	当社は、2-4に規定する電話リレーサービス料については、第4種契約者、臨時第4種契約者若しくは第5種契約者(同一料金月内で契約者識別符号ごとに第2(通信に関する料金)及び第3(手続きに関する料金)に規定する料金並びに第2表(工事に関する費用(工事費))に規定する工事費が発生しない場合を除きます。)又は契約者(付加機能(特定番号着信機能又は発信者課金型特定番号着信機能に限りません。))を利用している者に限りません。)に適用します。

2 料金額

2-1 回線使用料(基本料)(略)

2-2 付加機能使用料(基本料)(略)

2-3 ユニバーサルサービス料

2-3-1 第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1契約ごとに

区 分	料 金 額	
	第4種契約のもの (月額)	臨時第4種契約のもの (日額)
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額	左欄の額に1/30を乗じて得た額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト(https://www.tca.or.jp/universalservice/)で公表します。		

2-3-2 第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (http://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-3-3 特定番号着信機能に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (http://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-3-2 第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-3-3 特定番号着信機能に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-4 電話リレーサービス料

2-4-1 第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額	
	第4種契約のもの (月額)	臨時第4種契約のもの (日額)
電話リレーサービス料	1円 (1.1円)	左欄の額に1/30を乗じて得た額
備考 備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html))に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。		

2-4-2 第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
電話リレーサービス料	1円 (1.1円)
備考 備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html))に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。	

2-4-3 特定番号着信機能に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
電話リレーサービス料	1円 (1.1円)

<p>2 通信に関する料金 (略)</p> <p>通信料金別表 選択制による通信料金の月極割引 (略)</p> <p>第3 手続きに関する料金 (略)</p> <p>第2表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>	<p><u>備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト(https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html))に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。</u></p> <p>第2 通信に関する料金 (略)</p> <p>通信料金別表 選択制による通信料金の月極割引 (略)</p> <p>第3 手続きに関する料金 (略)</p> <p>第2表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>
	<p><u>附 則 (令和3年6月15日 A P S 1 第00794789号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 料金表第1表(料金)第1(基本料金)2(料金額)2-4(電話リレーサービス料)の2-4-1(第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの)、2-4-2(第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの)及び2-4-3(特定番号着信機能に係るもの)の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が令和3年6月30日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。</u></p> <p><u>4 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、本附則5に掲げるG3サービス(無鳴動着信に係るものに限ります。)及びG4サービスについても適用します。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているG3サービス(無鳴動着信に係るものに限ります。)及びG4サービスに関する料金、付加機能の提供その他取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>